

肺がん検診機関における読影医等に関する調査について（案）

特定非営利活動法人日本肺癌学会は、昨年 8 月、肺癌取扱い規約第 8 版肺がん検診の手引きの改訂を行った。当該改訂により、読影医の条件等を定めるとともに、市町村及び都道府県は協力して検診機関に対して調査を行い、読影医の実態を把握するため、従事する読影医の「肺がん検診に係る症例検討会や読影講習会」の受講の有無等を確認すべきとされた。

そのため、肺がん検診機関に対し下記のとおり調査を実施する。

記

【調査方法】

1 対象

市町村が肺がん検診を委託している検診機関のうち集団検診を実施している検診機関

2 方法

(1) 多くの市町村が委託している肺がん検診機関

多くの市町村が委託している肺がん検診機関である公益財団法人埼玉県健康づくり事業団及び医療法人クレモナ会ティーエムクリニックに対しては、県から調査依頼する。県は調査結果を市町村に情報提供する。

(2) その他の肺がん検診機関

その他の肺がん検診機関は、委託している各市町が直接調査依頼する。各市町は調査結果を県に報告する。

3 調査内容

別添調査票（資料 6-1）のとおり

4 肺癌取扱い規約 第 8 版 肺がん検診の手引き改訂について（参考資料 3）

特定非営利活動法人 日本肺癌学会のホームページ

https://www.haigan.gr.jp/modules/important/index.php?content_id=172